

# 消費者被害 ～財産を守るために～



「お金」「健康」「孤独」などみなさんの弱みや不安につけ込んで悪質業者は言葉巧みにお金を奪い、信用させて大切な財産を狙います。特に高齢者は自宅で過ごす時間が多いことから電話や訪問、郵送による被害に遭いやすいと言われております。被害に遭わないために高齢者に多いトラブルを紹介します。自分の財産を守るために、今後も新しい情報に注目してください。※独立行政法人国民生活センターホームページ参照。

不安を感じたら、当センター、警察署及びお近くの駐在所へご相談ください。

## 「架空請求ハガキ」

公的機関を思わせるような名称からハガキが届いたことはありませんか？「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」などという名称を語って、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「訴訟が提出された」「給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえ」などと脅して相談するように誘導しています。このようなハガキが届いても、決して相手には連絡しないでください。



お問い合わせ

松前町  
地域包括  
支援センター



電話  
42-2650

## 「訪問購入」

「不用品を買い取ると言って訪問してきたはずの業者に強引に貴金属を買い取られた」というトラブルです。突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにし、買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、はっきりと断りましょう。購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。クーリングオフ期間内は購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

